

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、緊急避妊に関わる診療については、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことは許容され得ることが示されています。

緊急避妊に関するオンライン診療の実施にあたっての薬剤師・薬局の対応としては、

- ① オンライン診療を受診した女性が薬局で調剤を受ける際、緊急避妊薬に関することや性に関する教育についての研修を受講した薬剤師が対応すること
- ② 来局した女性に薬局において薬剤師の面前で服用させること（プライバシーへの十分な配慮や服用する為の飲料水の準備なども行う）
- ③ より確実な避妊方法に関する適切な説明、産婦人科医による直接の対面診療を約3週間後に受診することの説明等を来局した女性に行うこと

となります。研修を受講した薬剤師及び薬局のリストは厚生労働省のホームページに医師のリストと共に掲載されます。

なお、この名簿に記載がある薬局は、以下2点についてご確認いただき、各薬局において適切に対応していただきますようよろしくお願い致します。

- ※ 緊急避妊薬の備蓄ならびに、地域で必ず調剤に対応できる体制構築を確実に
行うこと。
- ※ 研修修了者の異動・退職などにより薬局の対応状況に変更があった場合には、
速やかに修了証を発行した都道府県薬剤師会に連絡し名簿の修正を行うこと。

緊急避妊薬が交付されるまで

患者(女性)

対面診察を受けることが可能

医療機関を受診

院内投薬・処方箋交付

対面診察を受けることが困難

厚生労働省HPで、
①緊急避妊におけるオンライン診療を行う医療機関(医師)、
②調剤可能な薬局(薬剤師)を確認

①で選んだ医療機関(医師)

オンライン診療を受診

診察時に②の薬局(薬剤師)を決定

薬局に行き、
薬剤師の面前で服用

3週間後に産婦人科を受診(対面)

厚生労働省のホームページで公表されている情報

緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科等の医療機関(都道府県別)

- ・ 施設名
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ ウェブサイトURL
- ・ 産科、婦人科、産婦人科の標榜の有無
- ・ 緊急避妊に係る対面診療への対応可能時間帯
- ・ 常時の緊急避妊薬の在庫の有無

(都道府県宛、令和元年9月13日付、医政地発0913第1号・医政医発0913第1号)

緊急避妊に関する研修を研修を修了した医師の一覧

- ・ 都道府県
- ・ 研修を修了した医師氏名
- ・ 医療機関名

オンライン診療における緊急避妊薬の調剤が可能な薬局

- ・ 都道府県
- ・ 薬局名
- ・ 薬局所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX番号
- ・ 開局時間
- ・ 時間外対応の有無
- ・ 時間外の電話番号
- ・ 研修を修了した薬剤師氏名

(都道府県宛、令和2年4月2日付、薬生総発0402第2号)